

愛知県工業用水道給水規程

昭和 55 年 4 月 1 日
企業庁管理規程第 20 号

改正 昭和 63 年 3 月 30 日企業庁管理規程第 8 号 平成 3 年 3 月 29 日企業庁管理規程第 7 号
平成 6 年 3 月 30 日企業庁管理規程第 3 号 平成 11 年 9 月 28 日企業庁管理規程第 12 号
平成 14 年 3 月 29 日企業庁管理規程第 6 号 平成 15 年 3 月 31 日企業庁管理規程第 7 号
令和元年 6 月 28 日企業庁管理規程第 10 号 令和 2 年 3 月 31 日企業庁管理規程第 5 号
令和 2 年 12 月 28 日企業庁管理規程第 10 号

愛知県工業用水道給水規程を次のように定める。

愛知県工業用水道給水規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、県の工業用水道による給水について必要な事項を定めるものとする。

(水質基準等)

第 2 条 水質基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 濁度 15 度以下

(2) 水素イオン濃度 pH 値 6.0 以上 7.5 以下

2 配水管末の水圧は、0.05 メガパスカル以上とする。

(給水先)

第 3 条 給水を受けることができる者は、1 給水先につき 1 日当たり 300 立方メートル以上受水する者でなければならない。ただし、企業庁長(以下「庁長」という。)が特別の事情により給水する必要があると認めた場合は、この限りでない。

(給水の申込み及び承認)

第 4 条 給水を受けようとする者は、給水申込書(様式第 1)に次に掲げる書類を添えて、庁長に提出しなければならない。

(1) 配水管に接続する部分から自由水面までの部分に至る受水のための設備(以下「受水装置」という。)の配置状況を示す図面

(2) 工業用水使用計画書(様式第 2)

2 庁長は、前項の申込書の提出があつたときは、1 時間当たりの受水量を決定し、給水を承認する。

(受水量の変更)

第 5 条 前条第 2 項の規定により給水の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、事業所の拡張又は縮小その他やむを得ない事情により、同項の規定により承認を受けた 1 時間当たりの受水量を変更しようとするときは、受水量変更申請書(様式第 3)に変更後の工業用水使用計画書を添えて庁長に提出し、その承認を受けなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第 5 条の 2 使用者は、使用者の氏名(法人にあつては名称)若しくは住所又は給水先の事業所の名称若しくは所在地に変更があつたときは、速やかに氏名等変更届(様式第 3 の 2)を庁長に提出しなければならない。

(受水の休止の届出等)

第 6 条 使用者は、引き続き 6 月以上の期間にわたり受水を休止しようとするときは、受水休止届(様式

第4)を庁長に提出しなければならない。

2 使用者は、事業所の廃止その他やむを得ない事情により、受水を廃止しようとするときは、受水廃止申請書(様式第4の2)を庁長に提出し、その承認を受けなければならない。

(工業用水の譲渡の制限)

第7条 使用者は、庁長の承認を受けなければ、受水した工業用水を他人に譲り渡してはならない。

(給水の停止及び制限)

第8条 庁長は、災害による工業用水道施設の損壊、工業用水道施設に関する工事の施行その他給水上やむを得ない事情があるときは、給水を停止し、又は制限することができる。この場合においては、庁長は、急迫の事情がある場合を除き、あらかじめ、使用者にその期間及び理由を通知しなければならない。

2 庁長は、前項の規定による場合のほか、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)第103条の規定に基づく知事の要請があつたときは、給水を停止し、又は制限することができる。

3 前2項の規定による給水の停止又は制限により使用者に損害が生じて、県は、その責任を負わない。

(料金の徴収)

第8条の2 工業用水道料金は、毎月分を翌月の25日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当する場合にあつては、これらの日の翌日)までに徴収する。

(給水量の測定)

第9条 給水量は、量水器により測定する。ただし、量水器が故障したとき、その他これにより給水量を測定することができないときは、庁長が定める基準により認定する。

(工事施行の承認の申請)

第10条 使用者は、配水管に接続する部分から量水器の附属施設に至るまでの部分(量水器を除く。)について、設置、改造、修繕、移設又は撤去の工事をしようとするときは、工事施行承認申請書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて庁長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 工事場所を示す図面

(2) 工事計画書

(工事施行の申出等)

第11条 使用者は、配水管若しくは量水器の設置又は改造の工事の施行を申し出ようとするときは、工事施行申出書(様式第6)に工事場所を示す図面を添えて、庁長に提出しなければならない。

2 庁長は、前項の申出書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、工事を施行することができる。

3 庁長は、前項の規定により工事を施行する場合においては、その使用者が利益を受ける限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(受水装置の管理)

第12条 使用者は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を受水装置に直結してはならない。

2 庁長は、給水の適正を確保するため必要があるときは、使用者に対し、受水装置の管理について修繕その他必要な措置をすべきことを指示することができる。

(受水装置の検査)

第13条 庁長は、給水の適正を確保するために必要な限度において、その職員に、使用者の事業所に立ち入り受水装置を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書(様式第7)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(給水の停止及び制限の処分)

第14条 庁長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、その使用者に対して給水を停止し、又は制限することができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき。
- (2) 工業用水道料金若しくはこれに係る延滞金又は第11条第3項の規定による費用を納期限までに納付しないとき。
- (3) 第10条の規定に違反したとき。
- (4) 第12条第1項の規定に違反したとき。
- (5) 第12条第2項の規定による庁長の指示に正当な理由なく従わなかつたとき。
- (6) 第13条第1項の規定による検査を、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 偽りその他不正の行為により、工業用水道料金の徴収を免れたとき。

(書類の経由等)

第15条 この規程の規定により庁長に提出する書類は、正本にその写し1通(第10条及び第11条第1項の書類については2通)を添えて提出しなければならない。

附則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行前に従前の規程に基づいてなされた給水の承認その他の行為は、この規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附則(昭和63年3月30日企業庁管理規程第8号)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則(平成3年3月29日企業庁管理規程第7号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則(平成6年3月30日企業庁管理規程第3号)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の各規程の規定に基づいて作成されている台帳等の用紙は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則(平成11年9月28日企業庁管理規程第12号)

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附則(平成14年3月29日企業庁管理規程第6号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成15年3月31日企業庁管理規程第7号)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則(令和元年6月28日企業庁管理規程第10号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附則(令和2年3月31日企業庁管理規程第5号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和2年12月28日企業庁管理規程第10号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。